

久喜市こども計画骨子(案)

第1章 計画の策定趣旨

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の概要
- 3 計画の策定・推進体制

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

- 1 久喜市のすがた、人口等の動向
- 2 アンケート結果からみられる状況
- 3 これまでの取組の点検・評価と課題整理

第3章 計画の基本方向

- 1 基本理念・基本視点
- 2 基本目標
- 3 施策体系

第4章 重点施策

- 1 こどもの居場所づくりと学び・体験活動の支援
- 2 こども・若者が意見を表明し社会参加が進む仕組みづくり
- 3 子育て当事者がゆとりをもってこどもに向き合う仕組みづくり

第5章 基本施策の展開

基本目標1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり

基本目標3:子育て家庭への支援

基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり

基本目標5:支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への関わり

第6章 子ども・子育て支援事業計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)

- 1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制
- 2 子ども・子育て支援事業の推進
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

第7章 こども・若者育成支援計画

- 1 社会全体の課題に向けた取組
- 2 暮らしにおける課題に向けた取組

第8章 次世代育成支援推進行動計画

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性、乳幼児の健康の確保及び増進
- 3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 こどもを育成する家庭に適した良質な住宅・良好な居住環境の確保
- 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

第9章 こどもの貧困解消対策推進計画

- 1 こどもの教育・学習の支援
- 2 こどもと子育て世帯の健康・生活の支援
- 3 保護者の就労支援と生活基盤の支援
- 4 ひとり親家庭の支援
- 5 気づき、支援につなぐ仕組みづくり

第10章 資料編

- 1 用語集
- 2 計画の審議過程
- 3 久喜市児童福祉審議会条例及び委員名簿
- 4 こども・若者意見聴取の概要

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の目的

令和の時代に入り、少子化・高齢化は加速しており、そのような社会変化にこどもと子育て家庭の抱える課題は増大し、生きづらさを抱えたこども・若者が増え、ニート、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題がコロナ禍も影響し、深刻化・長期化しています。また、若い世代が結婚や子育てに対する不安や、子育て家庭の不安・孤立感が少子化に影響しているともいわれています。

次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

本市では、「くき 子ども子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、第2期計画（令和2年度～令和6年度）では子どもの貧困対策計画を盛り込み、子育て支援施策等を推進しており、加えて、こども・若者施策を総合的に推進するため、新たに「市町村子ども・若者計画」を一体とした「こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の概要

(1)位置づけ

① 根拠法令

a. こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定められています。

b. 子ども・子育て支援法

少子化の進行などの社会変化にあわせて、家庭・地域の子育て環境の向上を図るために平成24年8月に制定されました。

令和6年度の一部改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進等が示されました。

c. 子ども・若者育成支援推進法

こども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援のために平成21年に制定されました。令和6年の一部改正では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」として各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

d. 次世代育成支援対策推進法

少子化の流れを変えるため、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的に、平成 15 年 7 月に成立しました。仕事と生活の調和のさらなる推進が必要と示されています。

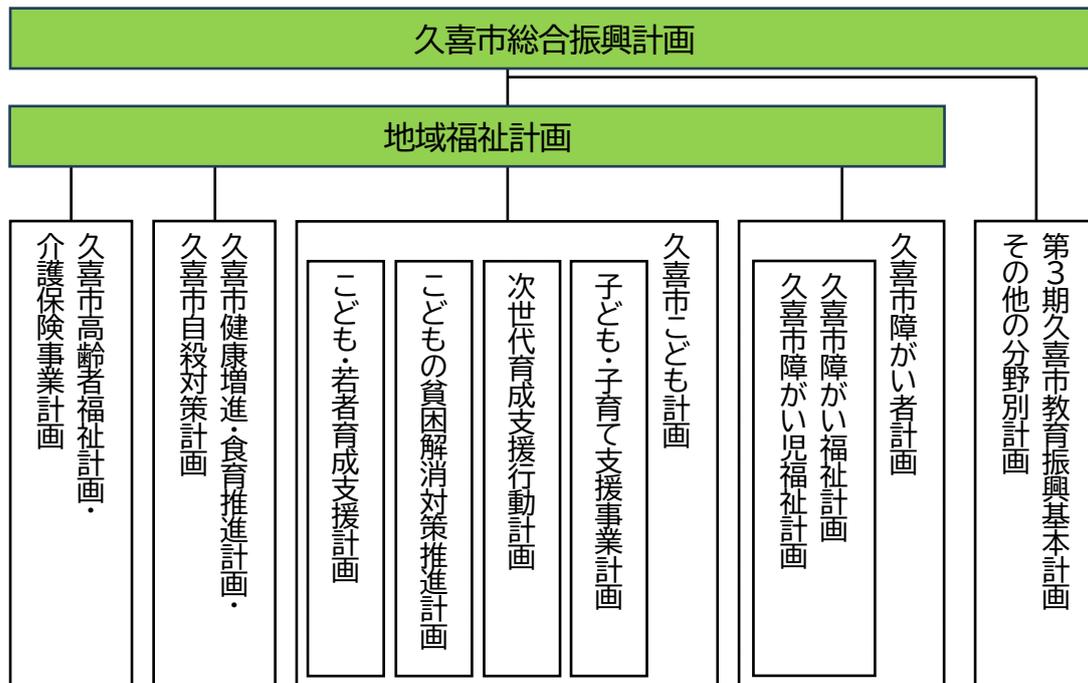
e. こどもの貧困解消対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るためこどもの貧困対策の基本を定めたもので、平成 25 年に成立しました。

令和 6 年の一部改正で、こどもの貧困解消対策の推進に関する法律となりました。

② 市の計画との関連

総合振興計画、地域福祉計画を踏まえ、健康福祉・教育等の関連計画との整合・調和を図りながら策定し、推進します。



③SDGsの達成に向けて

総合振興計画をはじめとする市で策定する各種計画に、SDGs の理念を反映させることで、各種業務を通じた全庁的な SDGs の推進に努めています。本計画では以下の5つのターゲットに関連します。



(2) 計画期間・対象など

① 計画期間

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|---|-------|-------|--------|--------|
| | | | | | | | | | |
| 第2期久喜市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 久喜市こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、こども・若者育成支援計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画) | | | | |
| | | | | | | | | | |

② 対象となる世代

本計画の対象は、こども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）とその家族とします。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童（取組によっては18歳未満）とその家族とします。

③ 「こども」の定義

こども基本法において、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義されており、本計画においても同様に定義します。

3 計画の策定・推進体制

(1) 策定体制

① 諮問機関

専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、児童福祉・教育・保育所の関係者、学識経験者、こどもの保護者、さらには公募による市民で組織する「久喜市児童福祉審議会」において協議しました。

② 庁内会議

計画内容を実務的に検討するため、「久喜市子ども・子育て支援庁内推進会議」において、計画内容を検討しました。

③ 調査

こどもと子育て家庭の状況や、市の子育て支援施策等のニーズを把握するため、保護者、こども本人、若者層、関係機関等へのアンケートを実施しました。

【調査の概要】

| | 対象者（有効回答率） | 調査期間 | 調査方法 |
|------------------------|--|-------------------------|----------------------------|
| 子ども・子育て支援施策に関するアンケート調査 | 就学前児童保護者：2,000件（70.1%） | 令和6年2月2日～ 令和6年2月22日 | 郵送により配布、webによる回答・一部郵送により回収 |
| | 小学1・2年生保護者：700件（72.4%） | | |
| こどもの生活に関する調査 | 小学5年生保護者：1,033件（68.4%） | 令和6年2月7日～ 令和6年2月22日 | |
| | 中学2年生保護者：1,028件（41.9%） | | |
| | 小学5年生本人：1,033件（95.0%） 中学2年生本人：1,028件（85.9%） | | |
| こども・若者の意識と生活に関する調査 | 15歳～39歳：2,000件（34.3%） | 令和6年5月31日～ 令和6年6月21日 | webによる回答・一部郵送により回収 |
| 支援機関向け調査 | 市内の支援機関：100件（76.0%） | 令和6年5月31日～ 令和6年6月21日 | webによる回答 |

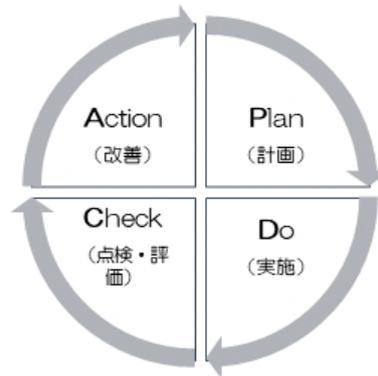
④ パブリック・コメント

「久喜市児童福祉審議会」で審議された計画案を、令和6年度にパブリック・コメントの実施を予定しています。

(2) 推進体制

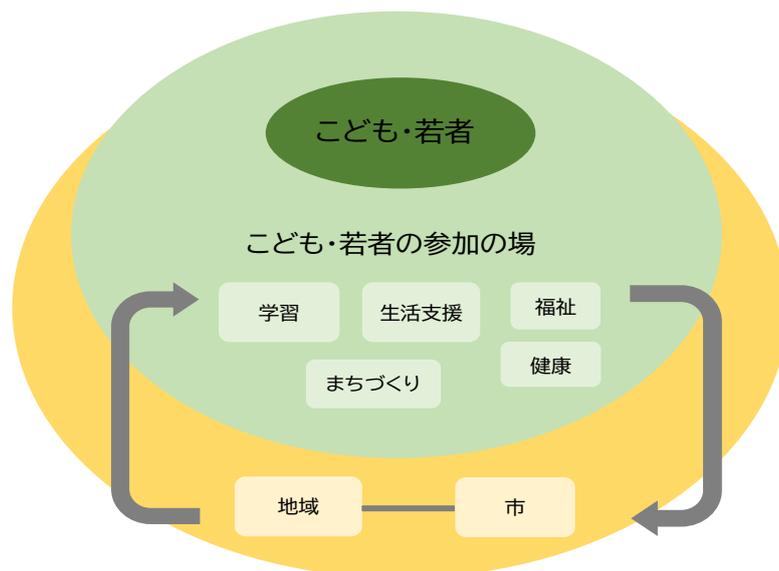
年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。定期的に「久喜市児童福祉審議会」に報告し、点検・評価を行うとともに、審議結果を市ホームページで公表します。(継続)

PDCA サイクルイメージ図



本計画の推進には、こどもや若者の社会参画や意見を反映することが不可欠です。このため、社会参画や意見反映を支える人材を育成し、若者が主体となって活動する団体等との連携の強化や、取組を促進し、こども・若者の意見を取り入れながら推進する方策を検討します。

推進イメージ図



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 久喜市のすがた、人口等の動向

(1)位置・地勢・沿革

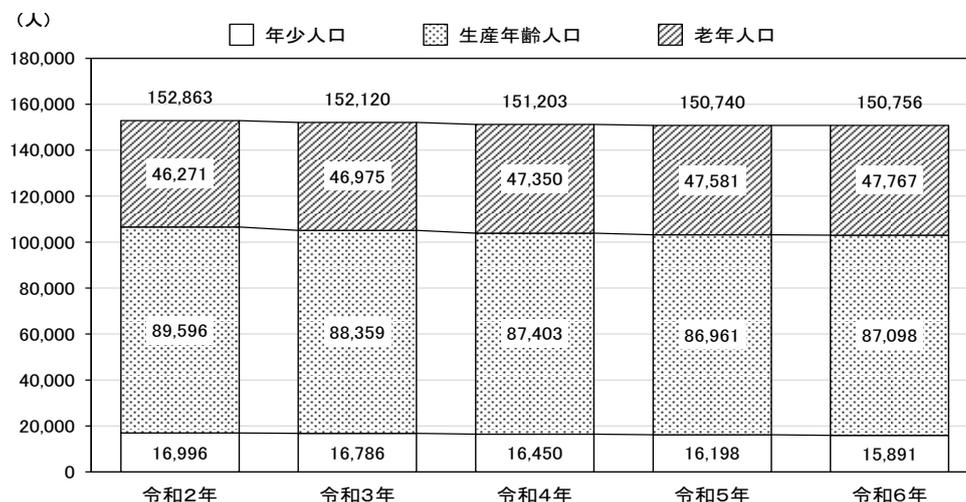
埼玉県東北部にあり、東京都心まで50km圏に位置しています。久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の大きく4地区に分けられます。

(2)各種統計

① 人口(人口推計)

総人口は、令和2年の152,863人から令和6年は150,756人に減少しており、年少人口(0~14歳)は令和6年に16,000人台を下回り、15,891人となっています。人口構成は、年少人口割合が令和4年に11%台を下回り、令和6年は10.5%となっています。

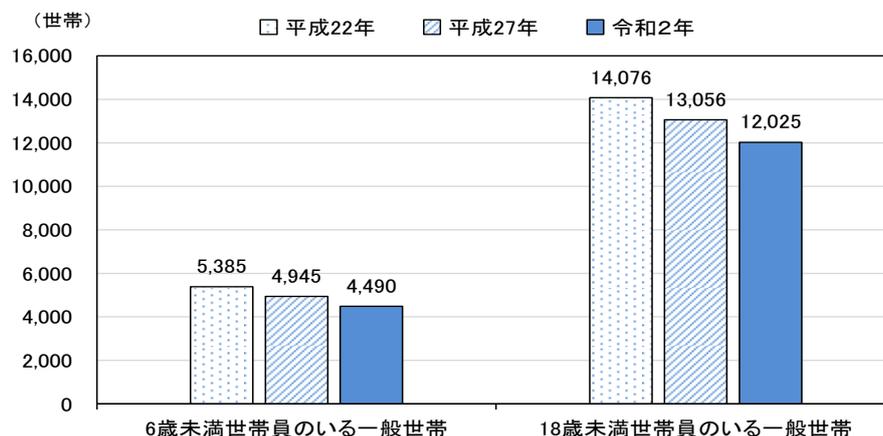
人口の推移(各年4月1日現在住民基本台帳)



② 世帯

18歳未満のこどものいる世帯数は、平成22年の14,076世帯から令和2年には12,025世帯と減少しており、「両親とこども」の世帯が微増、は74.4%、「両親とこどもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は微減しています。

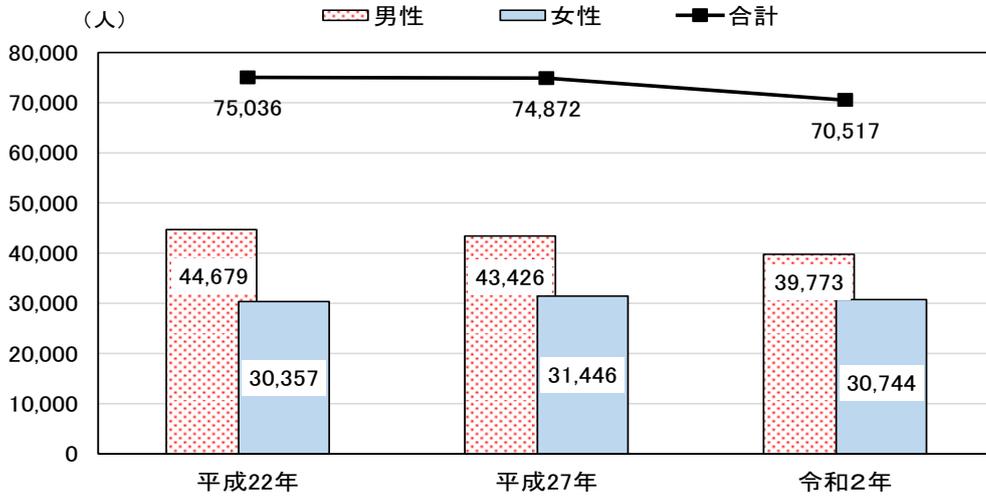
こどものいる世帯数(各年10月1日現在・国勢調査)



③ 就業

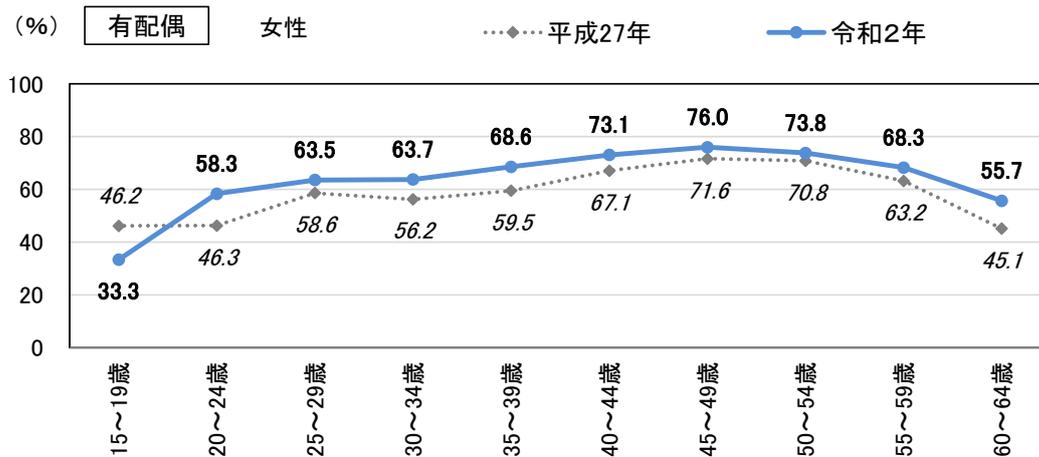
就業者数は平成22年の75,036人から令和2年は70,517人に男女ともに減少しています。

就業者数・各年10月1日現在・国勢調査



既婚女性の就業率は、ほとんどの年代で令和2年が平成27年を上回っています。

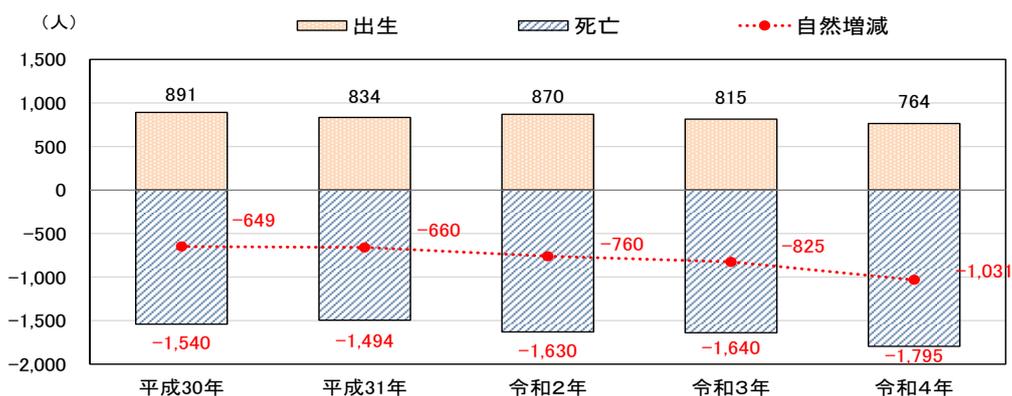
既婚女性の就業率・各年10月1日現在・国勢調査



④ 出生

出生数は、令和3年までは850人前後で推移していましたが、令和4年は800人を下回り、764人となっています。

人口動態（各年1月1日～12月31日の計、総務省人口動態調査）



2 アンケート結果からみられる状況

(1)こども・子育て支援に関するアンケート(ニーズ調査)

- ① 保護者の就労状況
- ② 定期的な教育・保育の利用状況
- ③ 不定期的な教育・保育の利用状況
- ④ 地域のこども・子育て支援事業の利用状況
- ⑤ こどもの育ちを取り巻く環境（相談先、充実を希望するサービス等）

(2)こどもの生活に関する調査

- ① 保護者（②の保護者）
 - a. 世帯構成、保護者の就労状況
 - b. こどもの教育施設の利用状況
 - c. こどもとの関わり方
 - d. 世帯収入、生活の経済的状況
 - e. 相談・支援機関等の利用状況
- ② こども（小学5年生・中学2年生）
 - a. 学習の方法・時間の状況
 - b. 授業の理解度、進路の希望
 - c. 課外活動の状況
 - d. 生活の状況（食生活、睡眠時間等）
 - e. 困りごとの状況、相談できる存在の有無

(3)こども・若者の意識と生活に関する調査

- ① 属性（世帯構成、就労等）や経済的状況
- ② 人生観や充実度、周囲とのつながりの状況
- ③ 日常の活動や外出の状況
- ④ 困難に直面した経験、克服した方法（相談や支援等）

(4)支援機関向け調査

- ① 困りごとを抱える家庭の把握状況
- ② 支援を行う中での連携や課題
- ③ こどもの貧困対策に必要な支援
- ④ 新型コロナウイルスや物価高騰が及ぼした影響

(5)アンケート結果から見える現状や課題

3 これまでの取組の点検・評価と課題整理

(1)子ども・子育て支援事業

①

| | |
|-----|----|
| 事業数 | 15 |
| 継続 | 14 |
| 見直し | 0 |
| 追加 | 0 |
| 終了 | 1 |

| | |
|--------------------|----|
| A: 計画通りに推進している | 14 |
| B: 一部計画通りに推進できていない | 3 |
| C: 計画通り推進できていない | 1 |
| D: 未実施・終了 | 1 |
| | |

②

| | |
|-----|-----|
| 事業数 | 174 |
| 継続 | 155 |
| 見直し | 8 |
| 追加 | 6 |
| 終了 | 14 |

| | |
|--------------------|-----|
| A: 計画通りに推進している | 161 |
| B: 一部計画通りに推進できていない | 1 |
| C: 計画通り推進できていない | 3 |
| D: 未実施・終了 | 15 |
| | |

(2)こどもの貧困解消対策【現行計画第6章】

| | |
|-----|----|
| 事業数 | 80 |
| 継続 | 77 |
| 見直し | 0 |
| 追加 | 0 |
| 終了 | 3 |

| | |
|--------------------|----|
| A: 計画通りに推進している | 78 |
| B: 一部計画通りに推進できていない | 0 |
| C: 計画通り推進できていない | 0 |
| D: 未実施・終了 | 2 |
| | |

(3)取り組み評価

① 総括

② 分析

・達成、未達成の要因について

(4)こども・子育てをめぐる課題

① 社会的情勢(コロナをはじめとする新興感染症の影響)

② こども・子育て家庭

③ 行政、支援機関、支援者

第3章 計画の基本方向

1 基本理念・基本視点

(1)基本理念(めざす姿)

案①すべてのこどもや若者が健やかに成長できるまちづくり

案②こども・若者が久喜市で輝くまちづくり

案③こども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり

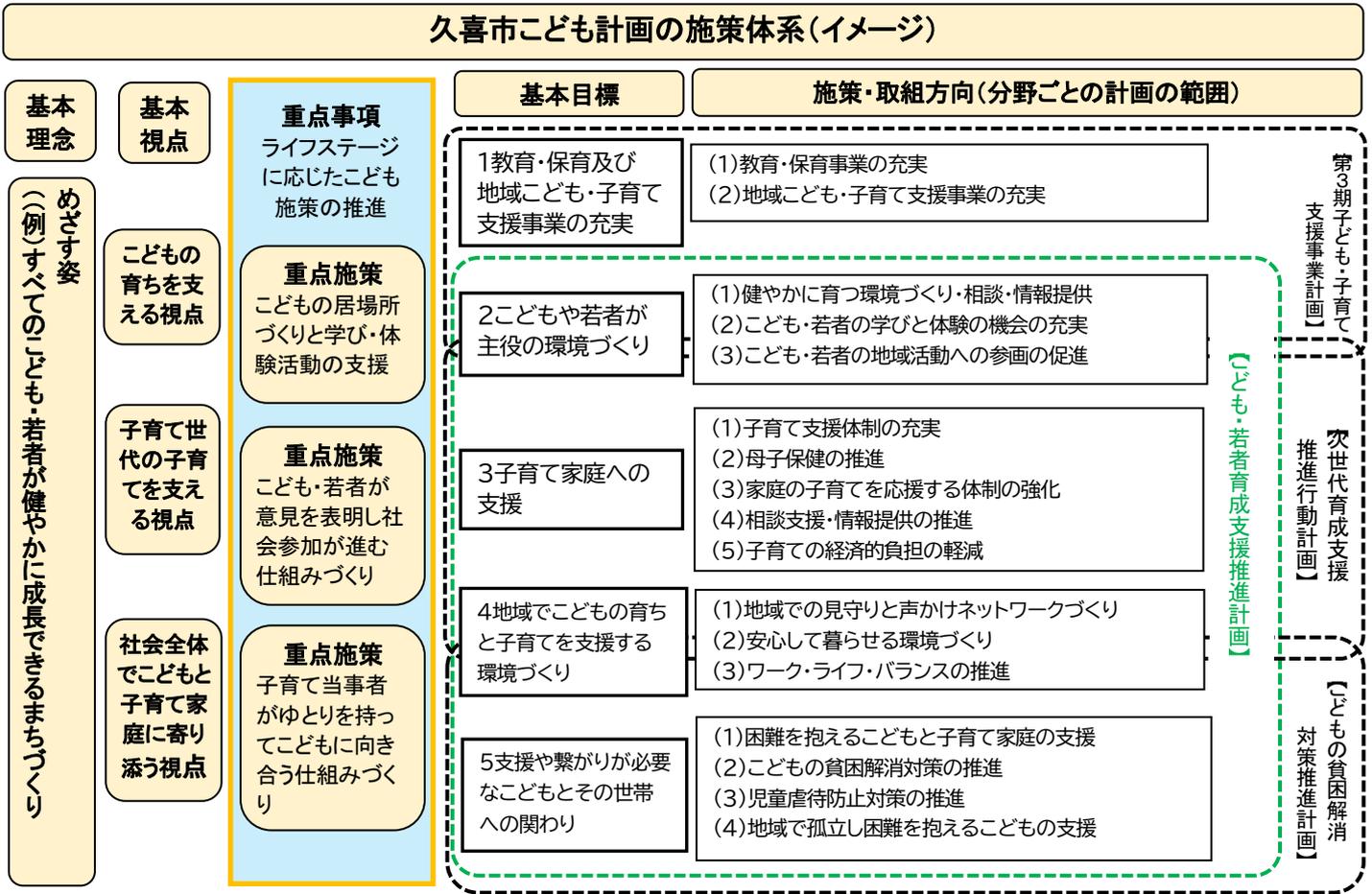
(2) 基本視点

- ① こども・若者の育ちを支える視点(こども・若者)
- ② 子育てを支える視点(子育て世代)
- ③ 地域全体でこども・若者と子育て家庭を見守り応援する視点(地域)

2 基本目標

- (1) 基本目標 1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実
- (2) 基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり
- (3) 基本目標3:子育て家庭への支援
- (4) 基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり
- (5) 基本目標5:支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

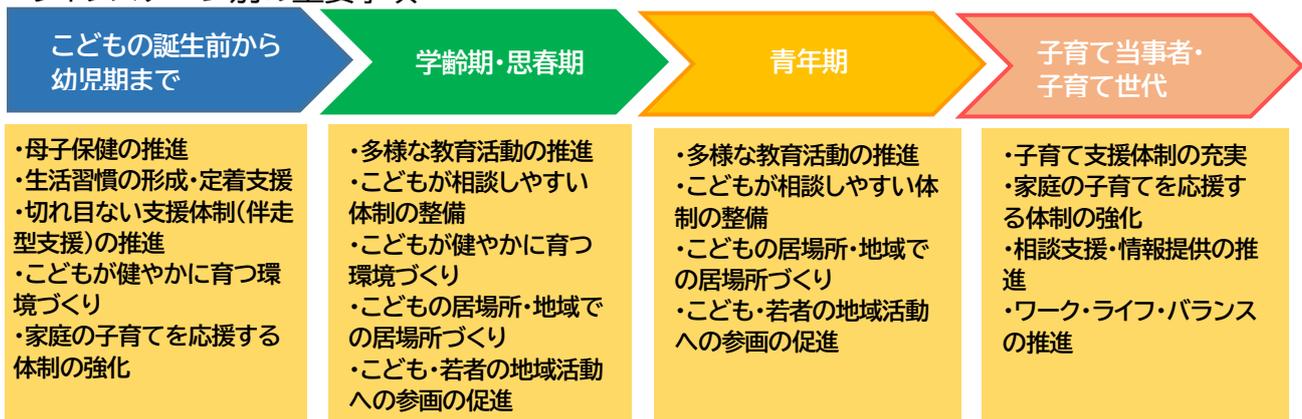
3 施策体系



◎国の子ども計画(子ども大綱)の実行計画「子どもまんなか実行計画」の施策体系
 ~ライフステージを通じた重点事項とライフステージ別の重要事項~
 ライフステージを通じた重要事項

1. 子ども・若者が権利の主体であること共有・啓発
2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
3. 切れ目のない支援体制と相談支援体制の充実
4. 地域での見守り・安心して暮らせる環境づくり
5. 子どもの貧困解消対策
6. 障害児支援・医療的ケア児等への支援
7. 児童虐待防止対策と社会的養護支援の推進(生活困窮、ヤングケアラー、引きこもりの支援等)
8. 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

ライフステージ別の重要事項



第4章 重点施策

1 こどもの居場所づくりと学び・体験活動の支援

こどもの放課後等日常の中での居場所づくり、遊びや体験活動の機会などについては、従来の取組に加え、利用年齢や内容の充実について、こども・若者が相談しやすい窓口など相談体制の確保などを、主に基本目標2・3において施策を展開します。

2 こども・若者が意見を表明し社会参加が進む仕組みづくり

声を出しにくい、声を出す機会が少ないこども・若者が意見を意欲的に発したり、市民と協働で話し合い、地域活動等への参加を促進するための取組を、主に基本目標2・3において展開します。

3 子育て当事者がゆとりをもってこどもに向き合う仕組みづくり

妊娠期から子育て世帯に寄り添い支援する体制づくりをさらに進めるとともに、公的な子育て支援施策と地域での子育て支援活動を推進することについて、主に基本目標3・4・5において展開します。

第5章 基本施策の展開

基本目標1:教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

(1)教育・保育事業の充実

施設型・地域型保育給付

(2)地域こども・子育て支援事業の充実

地域こども・子育て支援事業

基本目標2:こどもや若者が主役の環境づくり

(1)健やかに育つ環境づくり・相談・情報提供

こども・若者の権利に関する普及啓発

生活習慣の形成・定着支援

こども・若者が相談しやすい体制の整備

(2)こども・若者の学びと体験機会の充実

こどもが健やかに育つ環境づくり(児童館・児童センター事業等)

放課後の居場所・地域での居場所づくり(放課後児童クラブ、放課後子ども教室等)

教育・保育施設及び学校での多様な教育活動の推進

読書活動の推進

こどもが地域で学べる環境づくり(こども大学くき、スポーツ、自然観察、体験学習)

自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

STEAM教育や持続可能な開発のための教育(ESD)等の推進

(3)こども・若者の地域活動への参画の促進

こども・若者が意見を表明する場の確保と参加機会の拡充

モニター制度などの導入

基本目標3:子育て家庭への支援

(1)子育て支援体制の充実

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業、一時預かり等

(2)母子保健の推進

妊娠期からの切れ目ない支援、乳幼児訪問、乳幼児健診、保健指導、予防接種等

(3)家庭の子育てを応援する体制の強化

教室やサロンの開催、家庭教育等

(4)相談支援・情報提供の推進

子育て総合支援窓口、子育て支援施設等地域での相談、子育てガイド等

(5)子育ての経済的負担の軽減

医療費助成・手当等の支給、多子世帯の保育料軽減、就学援助事業、学校給食費補助事業等

基本目標4:地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり

(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり

民生委員・児童委員等の地域での相談活動、青少年健全育成事業、子育て支援ネットワーク

(2)安心して暮らせる環境づくり

こども・こども連れの視点に立った公共施設の整備促進、こどもレディース 110 番、住環境・道路・公園等生活環境の向上、スクールガード事業、公共施設での子育て支援設備等の設置、交通安全活動等

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活の調和の啓発、育休等の普及と利用促進、父親・男性への啓発活動、女性の再就職や起業の支援等

基本目標5:支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への関わり

(1)困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援

特別な支援を必要とするこどもや家族へ対策(特別支援教育、療育支援、障害児福祉サービス、生活困窮支援、ひとり親自立支援)

相談体制の整備等

(2)こどもの貧困解消対策の推進

生活の安定に資するための支援

こどもの貧困に対する社会の理解促進

(3)児童虐待防止対策の推進

防止対策と対応体制の充実

支援ネットワークの強化

(4)地域で孤立し困難をかかえるこどもの支援

生活困窮支援の推進

ヤングケアラーの支援

引きこもり対策の推進

こども・若者の自殺予防対策の推進

第6章 子ども・子育て支援事業計画(第3期子ども・子育て支援事業計画)

1 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

サービスごとにニーズ調査の利用実績を踏まえ、量の見込みを算定し、提供体制の確保策を示します。

教育・保育の提供区域は、久喜・菖蒲地区および栗橋・鷲宮地区の市内2区域としています。

- (1)教育・保育事業の利用状況
- (2)特定教育・保育施設への移行
- (3)教育・保育施設の認定区分ごとの利用定員
- (4)教育・保育事業の確保策

2 子ども・子育て支援事業の推進

- (1)利用者支援事業
- (2)延長保育事業(時間外保育事業)
- (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (5)放課後児童健全育成事業
- (6)子育て短期支援事業
- (7)乳児家庭全戸訪問事業
- (8)養育支援訪問事業
- (9)地域子育て支援拠点事業
- (10)一時預かり事業
- (11)病児保育事業
- (12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (13)妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (14)子育て世帯訪問支援事業
- (15)児童育成支援拠点事業
- (16)親子関係形成支援事業
- (17)妊婦等包括相談支援事業
- (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
- (19)産後ケア事業

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

第7章 こども・若者育成支援計画

1 社会全体の課題に向けた取組

- (1) いじめ、こどもの自殺など、生命・安全の危機を防ぐ取組の推進
- (2) 格差の解消、ウェルビーイングの向上の支援(就業や体験・教育)
- (3) 多様性と包摂性のある社会づくり
- (4) 情報化社会や社会変化への対応力の育成支援

2 暮らしにおける課題に向けた取組

- (1) 家庭内における困りごと、情報通信環境への対応
- (2) 学校をめぐる課題の対応
- (3) 地域社会での困りごとの解消
- (4) 就業の支援

第8章 次世代育成支援推進行動計画

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性、乳幼児の健康の確保及び増進
- 3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 こどもを育成する家庭に適した良質な住宅・良好な居住環境の確保
- 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

第9章 こどもの貧困解消対策推進計画

◎現行計画の第6章を引き継ぎ、拡充します。

- 1 こどもの教育・学習の支援
- 2 こどもと子育て世帯の健康・生活の支援
- 3 保護者の就労支援と生活基盤の支援
- 4 ひとり親家庭の支援
- 5 気づき、支援につなぐ仕組みづくり

第10章 資料編

- 1 用語集
- 2 計画の審議過程
- 3 久喜市児童福祉審議会条例及び委員名簿
- 4 こども・若者意見聴取の概要